

高齢運転者交通事故 防止事業補助金

高齢運転者のペダル踏み間違いによる事故を防止するため、令和元年8月から実施してきた後付け安全装置設置の補助を終了します。

○県の補助金は、
令和2年3月8日（日）までに
購入および設置した後付け安全装置が対象となります。

○後付け安全装置の設置が完了された方は、
令和2年3月16日（月）までに申請書類を申請先に郵送(提出)
してください。（当日消印有効）

<補助の概要>

ペダルの踏み間違いによる急発進を抑制する後付け安全装置設置に対する補助

対象となる方 次の全てを満たす方

- ① 県内にお住まいの満65歳以上の方（今年度内に65歳に達する方を含む。）
- ② 自動車検査証に記載された所有者または使用者である方
- ③ 限定運転宣言書を保有している方（限定運転宣言書については裏面を参照）

補助対象となる後付け安全装置

- ① 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時・徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置
- ② 自動車の停車時・徐行時において、前方または後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に加速を抑制する装置

安全装置の購入および設置費の

2分の1（限度額3万円）を補助します。

申請先・お問合せ先

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 （電話0776-20-0745）

- ・ 福井県嶺南振興局（若狭企画振興室または二州企画振興室）を通して申請することも可能です。
なお、申請内容等に関するお問い合わせは、直接、県民安全課まで連絡いただくようお願いします。
- ・ 福井県の窓口対応時間は、月曜日～金曜日の8：30～17：15です。（年末年始、祝日を除く）

補助金の申請から交付までの流れ

(1)「限定運転宣言書」を作成してください。

限定運転宣言書を保有していない方は次により作成してください。

<宣言書を作成していただく場所>

- ・県内すべてのオートバックス、イエローハット、福井県自動車販売店協会会員店の店頭等の後付け安全装置取扱い事業者
- ・市町の交通安全担当課の窓口
- ・福井県県民安全課内

※ 上記のほか、交通安全母の会が各地で開催する交通安全教室でも作成できます。

(2)後付け安全装置を設置してください。(令和2年3月8日(日)までに設置してください。)

取扱い事業者(表面を参照)において、後付け安全装置を設置します。

併せて、取扱い事業者に、「後付け安全装置購入・設置証明書」への記載を依頼してください。

※ 補助金交付申請書類一式は、装置を設置した取扱い事業者に配置してあるほか、県HPにおいても入手できます。

(3)申請書(補助金交付申請書兼実績報告書)を福井県に郵送(提出)してください。

※ 申請書の受付期間は令和2年3月16日(月)までです。(当日消印有効)

【添付書類】

- ①後付け安全装置購入・設置証明書(取扱い事業者に記載を依頼してください。)
- ②誓約書(暴力団でないこと等の誓約です。)
- ③県税の納税状況の確認について(納税状況の確認に同意をいただきます。)
- ④自動車検査証の写し
- ⑤運転免許証の写し(住所変更がある場合は裏面の写しも必要です。)
- ⑥限定運転宣言書の写し(両面)

(4)「補助金交付決定兼額の確定通知書」が郵送されます。

併せて、請求書の様式も郵送されます。

(5)請求書(補助金交付請求書)を福井県に郵送(提出)してください。

(1~2か月)

(6)補助金が指定口座に振り込まれます。

(注)補助金の申請に当たり提出いただいた個人情報は、この事業以外の目的で使用しません。

<参考>

限定運転宣言書とは

加齢による身体機能や運転技能の低下から発生する交通事故の危険を避けるため、運転する「時間帯」や「場所」などを限定して、安全運転を続けていただく取組みとして、自らの限定運転の宣言項目を所定の様式に記載したものが限定運転宣言書です。